

河川法第55条（河川保全区域）の許可申請

河川保全区域において、制限される行為を行う場合は、河川法第55条の許可申請が必要です。

河川保全区域内で制限される行為

- 工作物の新築・改築
- 土地の掘削・盛土・切土（その他土地の形状を変更する行為 [耕うんを除く]）

河川に隣接した土地を自由に掘削や切土をしたり、重量の大きい工作物を築造したりすると、河川管理施設（河川・堤防・護岸）の損壊やぜい弱化をもたらして、洪水などの災害を招く恐れがあります。災害を未然に防止するため、河川に隣接する一定の区域を河川保全区域に指定し、河川管理上の支障のある行為を制限しています。

許可申請が必要な行為

- 河川境界から5m以内の場合（河川保全区域内） …… 上記の全ての行為が必要
- 河川境界から5mよりも離れた場合（河川保全区域内） …… 次の行為が伴う場合は必要

- ・コンクリート造等の堅固な工作物、水槽等の水が浸透する恐れのある工作物の新築・改築
- ・地表から深さ1m以上の土地の掘削・切土（基礎等を設置する場合を含む）
- ・地表から高さ3m以上の盛土（堤防に沿って行う盛土は20m以上のもの）

河川保全区域（さいたま県土整備事務所管内）

水系	河川名	区 間	保全区域
利根川	綾瀬川	全 域（さいたま市緑区・岩槻区・緑区、川口市）	河川境界から30m
利根川	伝右川	全 域（さいたま市緑区、川口市）	河岸から 20m
利根川	元荒川	全 域（さいたま市岩槻区）	河川境界から20m
利根川	深作川	さいたま市見沼区深作4丁目【右岸】	河川境界から10m
荒 川	芝 川	さいたま市（見沼区・北区・大宮区・浦和区・緑区）【八丁橋上流】	河川境界から30m
荒 川	芝 川	川口市の一部（八丁橋【木曾呂】下流から青木水門【上青木2丁目・新芝川分岐】上流までの間）	河岸から 30m
荒 川	芝 川	川口市の一部（青木水門下流から領家水門【領家5丁目】上流までの間）	河岸から 10m
荒 川	芝 川	川口市の一部（領家水門下流から荒川合流点までの間）	河川境界から30m
荒 川	新芝川	全 域（川口市）	河川境界から30m
荒 川	豎 川	全 域（川口市）	河岸から 20m
荒 川	藤右衛門川	全 域（さいたま市南区、川口市）	河岸から 20m
荒 川	菖蒲川	全 域（川口市、戸田市）	河川境界から20m
荒 川	緑 川	全 域（川口市、蕨市、戸田市）	河岸から 20m
荒 川	笹目川	全 域（さいたま市南区、戸田市）	河岸から 20m
荒 川	鴨 川	全 域（さいたま市北区・西区・大宮区・桜区）	河川境界から20m

※ **鴻沼川、毛長川、辰井川、古隅田川、藤右衛門川放水路、びん沼川** は河川保全区域が**ありません**

制限の内容（工作物の新築の場合）

堤防の有無により異なります。

※ 杭基礎については、連続地中構造（例：矢板など）でない場合は、制限はありません

- 有堤部（河川に堤防が**ある**場合） …… 原則として、河川境界（堤防裏法尻・堤脚）から制限

- ・河川境界から10m以内の場合は、50%勾配（2割勾配）の線より離して設置すること
- ・河川境界から10mを超えて20m以内の場合は、10mより深くならないように設置すること

- 無堤部（河川に堤防が**ない**場合） …… 原則として、河岸（水面が接する部分）から制限

- ・原則として、河岸から3.25m以上離して設置すること
- ・できるだけ、河岸から3.25m以上離れた位置から50%の勾配（2割勾配）の線より離して設置すること

